

あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

あま市国民健康保険税条例（平成22年あま市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第8項及び第9項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則に次の2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免）

18 第27条に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯のうち必要があると認められるものに対し、令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの）に限り、令和2年1月以前分の国民健康保険税を除く。）を減免する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれる世帯であって、規則で別に定める要件に該当する世帯

19 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名及び住所

(2) 納期限及び税額

(3) 減免を受けようとする理由

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第8項及び第9項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（適用区分）

2 次項に定めるものを除き、改正後のあま市国民健康保険税条例（以下「改

正後の条例」という。)の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例附則第18項及び第19項の規定は、令和2年2月1日から適用する。